

# 大阪弁護士会シンポジウム

【開催日】

平成24年

3月10日<sup>(土)</sup>

午後1:00～午後4:30  
大阪弁護士会館2階ホール

【お問い合わせ】

大阪弁護士会

06-6364-1227

FREE 入場  
無料

# 犯罪被害者の 経済支援

## 今、問われる

### 犯罪被害者の経済的支援 現行制度の活用と新たな制度の必要性

2004年（平成16年）「犯罪被害者等基本法」が制定されるなど、犯罪被害者保護についての立法がなされ、被害者支援についての一定の前進がみられるようになりました。しかしながら、資力のない加害者からは賠償を得られることはほとんどなく、依然として、犯罪被害者の多くは経済的に困窮する方が多いのが現状です。また、現在の犯罪被害者に対する給付金制度では、重度の障害を抱える犯罪被害者への医療費が十分ではないなど、現実に困窮している被害者にとって十分な補償がなされていないとの指摘もなされています。

そこで、犯罪被害者への経済的支援をテーマにシンポジウムを企画し、犯罪被害者の現状、犯罪被害者の経済的支援に関わる弁護士の活動を報告し、犯罪被害者の経済的支援のあり方を考えたいと思います。

#### program

- 第1部 犯罪被害者がおかれた現状について
- 第2部 犯罪被害者の経済支援に関わる弁護士の活動報告
- 第3部 パネルディスカッション

# Profile

(パネリスト紹介)

## 高橋正人 弁護士

平成12年 全国犯罪被害者の会(あすの会)設立当初の頃から同会に入会し、被害者関連の法改正のための活動に専念する。平成14年(独仏)の訴訟参加、附帯私訴、平成16年(英独)の被害者補償制度の調査に参加し、現在、常磐大学大学院被害者学専攻科兼任講師、犯罪被害者支援弁護士フォーラム会員、あすの会副代表幹事

## 林 良平さん

平成10年「犯罪被害者の権利を確立する当事者の会」設立。平成11年 後のあすの会代表「岡村弁護士」との出会いから、平成12年「全国犯罪被害者の会(あすの会)」設立。犯罪被害者等基本法の成立に大きく貢献。  
全国犯罪被害者の会(あすの会) 幹事(平成12年～)、内閣府「民間団体への援助に関する検討会」構成員(平成18年～平成19年)  
平成23年1月あすの会代表幹事就任

## 堀河昌子さん

大阪府公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 NPO 法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター 代表理事、認定 NPO 法人 全国被害者支援ネットワーク 副理事長、1995年 阪神淡路大震災時に「大阪YWCAこころのケアネットワーク」支援活動に参加。1996年 センター前身の「大阪被害者相談室」代表を務め、現在に至る。

# Access

(交通)

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分



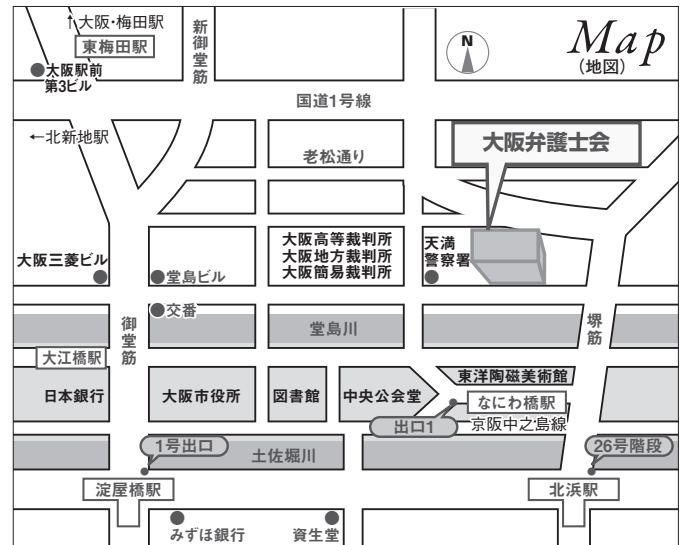
## 犯罪被害者等基本法 前文

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。



参加希望の方は、下記にご記入の上、

送信先/FAX(06-6364-7477)大阪弁護士会委員会部人権課担当室(担当:堀田)までお送りください。(送付状不要)

【内容】大阪弁護士会シンポジウム

犯罪被害者の経済支援～今、問われる犯罪被害者の経済的支援現行制度の活用と新たな制度の必要性～

【日時】2012年3月10日(土)午後1:00～午後4:30 【場所】大阪弁護士会館 2階ホール

ご所属

代表者氏名

参加人数

人

※ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、参加人数把握のためのみ使用いたします。  
また、個人情報は、本イベント終了後、直ちに破棄若しくは消去いたします。